

地域おこし協力隊の現場を訪ねて



起業独立型隊員で「JECK」を運営している李蓮玉隊員を訪ねました。李隊員は平成27年6月に本町の地域おこし協力隊の観光コーディネーターとして活動を開始し、平成29年4月からは起業独立型隊員に移行して外国語に触れる機会づくりなどに挑戦されています。

雪が降り続く寒い日に李隊員が運営しているJECK（上三所）を訪ねました。JECKという名前は「Japanese、English、Chines、Koreanの頭文字を取って付けられています。JECKでは「奥出雲町でコトバの旅をしよう」をコンセプトに、語学塾や語学合宿、翻訳サービス、ツアーガイド業務のほか、ゲストハウスを運営されています。



▲青い看板がJECKの目印です

これまでの活動として、ネイティブスピーカーを講師に迎え、語学合宿を開催されてきました。特に英語を学ぶ上での姿勢を「英語を学習しないこと。学習するのはなく、慣れることが大切だ」と語られました。李隊員は大韓民国出身で母国語の韓国語はもちろんのこと、日本語、英語を流暢に話

されます。経験に基づく考えのもと、ネイティブスピーカーの英語に接して、ネイティブスピーカーが話す感覚で英語が自然に出てくるよう、話すことを大事にした語学合宿を実施されています。春休み中には小学生向け、中学生向け



▲子ども向け英語イベントの様子

の語学合宿を企画されるそうなので、この機会に英語に触れてみるのはいかがでしょうか。

また、JECKはゲストハウス機能を兼ね備え、現在グリーン、オレンジ、ホワイトの3部屋で宿泊が可能となっています。どの部屋も広々としており、建物裏にある棚田を見ることが出来ます。この日は雪が降り積もった美しい棚田を見ることができました。李隊員は「四季折々の棚田風景を楽しんでもらいたい」と話をされました。宿泊はインターネットのWebサイト「Airbnb」から申



▲李隊員

★JECKホームページ
<https://www.jecklove/>

みんなの掲示板

国税庁専門官募集

◆受験資格

- 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 - 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◆採用予定人数
 人事院ホームページに掲載
- ◆試験の程度

◆受験受申込方法

- 原則としてインターネットにより申込みを行うってください。
 - インターネット申込みができない場合は、受験申込書を第1次試験地に対応する国税局に郵送または持参する方法により申込みを行ってください。
- ◆受験受付期間
- インターネットによる申込み
 3月30日(金)～4月11日(水)
 - 郵送又は持参による申込み
 3月30日(金)～4月3日(月)
- ◆第1次試験日
 6月10日(日)
- 試験地
 広島国税局管内では、松江市、岡山市、広島市
- 試験科目
 基礎能力試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式、記述式)
- 合格者発表
 7月3日(火)
- ◆第2次試験日
 7月11日(水)～7月19日(水)

日(木)の指定する日時

- 試験地
 広島国税局管内では、広島市
 - 試験科目
 人物試験、身体検査
 - 最終合格者発表
 8月21日(火)
- ◆受験案内及びお問い合わせ先
- 広島国税局
 ☎082-2219211
 - 大東税務署総務課
 ☎0854-432360
 - 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

雲南市立病院新本館棟一般見学会の開催

- 雲南圏域の中核病院である雲南市立病院の新本館棟が完成し、3月22日(木)から新たにスタートします。オープン前に一般の方を対象とした新本館棟の見学会を開催します。事前予約の必要はありませんが、当日の受付を行ってください。
- ◆日時
 3月4日(日)
 10時～15時
- ◆場所
 雲南市大東町飯田96-1
 新本館内部の見学

◆受付

- ◆新本館棟の正面玄関付近
 お問い合わせ先
 雲南市立病院
 事務部病院建設室
 ☎0854-432476

無料労働相談会の開催

- 島根県労働員会と島根労働局、島根県社会保険労務士会などが合同で「パワハラ・セクハラ」「突然解雇」「賃金不払」など、労働者と事業主との間のトラブルを解決するお手伝いをします。
- ◆日時
 3月4日(日)
 10時～15時
- ◆場所
 斐川文化会館(出雲市斐川町庄原2166-1)
- ◆その他
 ○労働者、事業主どちらからの相談も受け付けます。
- 事前予約者優先ですが、当日も受付しますので、直接会場にお越しください。
- ◆お問い合わせ先
 島根県労働委員会事務局
 ☎0852-225450

厚生労働省からのお知らせ 石綿による疾病の補償・救済について

中皮種や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮種などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

◆お問い合わせ先
 島根県労働局
 ☎0852-311159
 松江労働基準監督署
 ☎0852-311166
 出雲労働基準監督署
 ☎0853-211240
 浜田労働基準監督署
 ☎0855-221840
 益田労働基準監督署
 ☎0856-222351